

議案第 6 4 号

加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 2 年加西市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項を次のように改める。

- 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法によりインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項を記載した書面を加西市公告式条例（昭和 42 年加西市条例第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示する措置をとることによって行う。

第 12 条第 3 項中「前項の場合、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは書類」を「前項の規定による措置を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加西市都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(審議資料)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）が施行されたことに伴い、都市計画下水道事業における受益者負担金の徴収に関して行う公示送達の方法について、従来の掲示場への掲示に加え、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を新たに設けるため、所要の改正を行うもの。